

事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（案）（一般事業主行動計画に係る部分）について【概要】

1. 改正の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事業主行動計画策定指針（一般事業主行動計画に係る部分）の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- (1) 事業主行動計画の策定・推進に当たっての男女の賃金の差異の積極的な把握
 - 事業主行動計画の策定のための状況把握やその推進に当たってのPDCAサイクルの確立の際に、取組の結果を測るための指標である男女の賃金の差異の積極的な把握に努めることが重要である旨を追記する。

- (2) 状況把握・課題分析、数値目標の設定及び情報公表に関する改正事項の反映
 - 改正法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）の改正による状況把握項目、数値目標の設定及び情報公表項目の見直し内容を反映するため、所要の改正を行う。

- (3) その他
 - その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

法第7条第1項

4. 適用期日等

告示日：令和元年12月下旬（予定）

適用期日：令和2年4月1日（ただし、改正法による一般事業主行動計画の策定義務の対象企業の拡大に伴うものは令和4年4月1日、一般事業主行動計画以外に関する部分の改正については令和2年6月1日）（予定）